

第4条 表彰の基準

対象区分	基準
民生委員児童委員	勤続14年以上
保護司	勤続12年以上
嘱託医	勤続15年以上
社会福祉事業従事者	勤続18年以上
社会福祉団体関係者	勤続18年以上
介護老人保健施設従事者	勤続18年以上
ボランティア(団体を含む)	個人15年以上、団体10年以上
共同募金活動奉仕者(団体を含む)	個人15年以上、団体10年以上
自立生活障害者	年数規定なし
里親	里親会会長表彰受賞者で会長の推薦を受けたもの
寄付者(団体を含む)	個人50万円以上、団体100万円以上